

官庁施設の津波防災診断指針

(令和2年改定)

平成25年3月29日国営整第202号
最終改定 令和2年3月31日国営整第175号

この指針は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための資料として作成したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課

技術基準トップページはこちら (関連する基準の確認など)

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

官庁施設の津波防災診断指針

第 1 章 総則

1.1 目的

本指針は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）及び官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）における官庁施設の津波対策の明確化に伴い、官庁施設の業務上の機能確保の目標（以下「対津波機能目標」という。）に対する達成状況等を把握するための基礎的な調査及び分析（以下「津波防災診断」という。）についての基本的事項を定め、既存官庁施設に必要な津波対策の検討に資することを目的とする。

1.2 適用範囲

本指針は、津波による浸水が想定される区域に立地する全ての官庁施設の津波防災診断に適用する。

1.3 用語の定義

本指針における次の用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) レベル 2 の津波

災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波をいう。

(2) レベル 1 の津波

災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波をいう。

(3) 基準水位

津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）第 53 条第 2 項に規定する基準水位をいう。

(4) 津波浸水想定

津波防災地域づくり法第 8 条に規定する津波浸水想定をいう。

(5) 海岸保全施設

海岸法第2条に規定する海岸保全施設をいう。

(6) 設計津波の水位

海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年3月23日農林水産省・国土交通省令第1号）に規定する設計津波の水位をいう。

(7) 地域海岸

設計津波の水位の設定方法等について（平成23年7月8日農林水産省農村振興局整備部防災課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長、国土交通省港湾局海岸・防災課長から海岸管理者あて通知（技術的助言））に規定する地域海岸をいう。

(8) 災害応急対策活動

災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策に係る活動をいう。

(9) 地域防災計画

災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画をいう。

1.4 官庁施設における対津波機能目標

想定される津波に対して、施設運用管理上の対策と施設整備上の対策を一体的に講ずることにより、官庁施設内の人員の安全及び官庁施設を使用する機関の事務及び事業に関する以下の目標が達成されること。ただし、(3)については、災害応急対策活動を行う機関に限る。

- (1) レベル2の津波とレベル1の津波のいずれのレベルの津波においても施設利用者の安全確保を最優先の目標とする。
- (2) レベル1の津波に対しては、津波の収束後に事務及び事業の早期再開が可能となることを目標とする。
- (3) レベル1の津波はもとよりレベル2の津波に対しても、津波発生時の災害応急対策活動が可能となることを目標とする。

第2章 津波防災診断

2.1 基本事項

津波防災診断は、基準水位が公示された区域から順次、以下の手順で実施する。

(1) 調査

調査は、1)から3)の内容について実施する。

- 1) 地域の津波対策に関する内容
- 2) 施設整備上の対策に関する内容
- 3) 施設運用管理上の対策に関する内容

(2) 個別判定

個別判定は、(1)の調査結果及び分析に基づき、施設整備上の対策に関する1)から7)までの項目、及び施設運用管理上の対策に関する8)から11)までの項目について実施する。

- 1) レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模
- 2) レベル1の津波で浸水する室の代替可能性
- 3) 診断対象施設の構造体の性能
- 4) 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置
- 5) 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置
- 6) 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
- 7) 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保
- 8) 別地の高台等の避難場所の有無
- 9) 避難場所に応じた避難計画の有無
- 10) 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無
- 11) 診断対象施設の代替拠点の確保等

(3) 総合判定

総合判定は、(2)個別判定の結果に基づき、別紙1から別紙3に従って実施する。

2.2 本診断で考慮する津波とその水位

- (1) 津波防災診断の対象とする津波は、レベル2の津波及びレベル1の津波とする。
- (2) レベル2の津波に対する診断は、基準水位に対して行う。また、津波に対する構造体の性能の判定は、津波浸水想定に定める水深（以下「浸水深」という。）に対して行う。
- (3) レベル1の津波に対する診断は、地域海岸ごとに設定された設計津波の水位に対して行う。
ただし、レベル1の津波に対する津波浸水シミュレーションその他の研究結果がある場合は、それらに基づく水位に対して診断を行うことができる。
- (4) 最も近い地域海岸の海岸保全施設について、レベル1の津波に対する対策の措置

が終了している場合は、レベル1の津波を津波防災診断の対象外とする。

2.3 調査

2.3.1 地域の津波対策に関する調査

- (1) 地域の津波対策に関する内容の調査は、以下の内容について実施する。
 - 1) 基準水位及び設計津波の水位
 - 2) 最も近い地域海岸における海岸保全施設のレベル1の津波に対する対策の措置状況
 - 3) 高台等の安全な避難場所の有無
 - 4) 敷地の標高
 - 5) 敷地に漂着することが想定される周囲の危険物の有無
- (2) (1)の調査は、都道府県及び海岸管理者への確認、書面による確認及び現地確認により実施する。

2.3.2 施設整備上の対策に関する調査

- (1) 施設整備上の対策に関する調査は、以下の内容について実施する。
 - 1) 各機関が実施する災害応急対策活動の内容等
 - 2) 建築物の各階床面の高さ
 - 3) 診断対象施設の構造体の地震及び津波に対する性能
 - 4) 活動拠点室の設置位置
 - 5) 津波発生時に一時的な避難場所として使用できる室等の設置位置
 - 6) 一時的な避難場所に通じる階段
 - 7) 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
 - 8) 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保
- (2) (1)の調査は、図面又は業務継続計画等の書面による確認、図面の確認結果に基づく計算及び現地確認により実施する。

2.3.3 施設運用管理上の対策に関する調査

- (1) 施設運用管理上の対策に関する調査は、以下の内容について実施する。
 - 1) 津波発生時の避難計画

- 2) 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則
- 3) 診断対象施設が使用不可能となった場合の代替拠点の確保
- (2) 津波発生時の避難計画は、レベル2の津波で浸水が免れると考えられる避難場所への避難計画の有無及び訓練の実施について確認する。
- (3) 災害応急対策活動の実施に関する運用規則は、業務継続計画等で定められた津波災害発生時の当該活動の運用規則の有無及び訓練の実施について確認する。

2.4 施設整備上の対策に関する個別判定

(1) 2.3.2の調査内容に基づき、以下の内容について個別判定を行う。

- 個別判定1 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模
- 個別判定2 レベル1の津波で浸水する室の代替可能性
- 個別判定3 診断対象施設の構造体の性能
- 個別判定4 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置
- 個別判定5 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置
- 個別判定6 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
- 個別判定7 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

(個別判定1) レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模

調査・分析結果	個別判定
(1) 以下のいずれかに該当する。 ①地上階の床面が基準水位よりも高い。 ②床面が基準水位よりも高い階（浸水を免れる階）が1層以上あり、かつ、災害応急対策活動の実施に支障のない面積が確保できる。 （現状の各室用途は考慮せず、面積で判定する。）	○
(2) (1) 以外	×

個別判定の評語と定義（以下、個別判定2から11において同様）

- ：対津波機能目標の達成にほとんど支障とならない、又はその達成に寄与する。
- ×：対津波機能目標の達成に極めて大きな支障となる。
- －：個別判定のための条件が不明なため、又は必要な詳細確認等が未実施のため判定できない。（個別判定3、7のみ）

（個別判定2）レベル1の津波で浸水する室の代替可能性

調査・分析結果	個別判定
<p>(1) レベル1の津波で浸水する室の大半が、他の室で代替が可能な室（※）等であり、業務の早期再開を果たす上で支障とならない。</p> <p>※ 「代替が可能な室」とは、事務室（業務の早期再開を果たす上で不可欠な事務室を除く）、会議室、相談室、倉庫、資料室、厚生関係諸室等のうち、損失等が許されない財産・情報等を保管していない室をいう。</p>	○
(2) (1) 以外	×

（個別判定3）診断対象施設の構造体の性能

調査・分析結果	個別判定
(1) 詳細な構造計算の結果、地震及び津波に対する構造体の安全性が確保されていることが判明している。	○
(2) 詳細な構造計算の結果、地震及び津波に対する構造体の安全性が確保されていないことが判明している。	×
(3) 詳細な構造計算を実施していない。	－

（個別判定4）災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置

調査・分析結果	個別判定
（1）設置階の床面が基準水位よりも高い位置にある。	○
（2）（1）以外	×

（個別判定5）診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置

調査・分析結果	個別判定
（1）設置階の床面が基準水位よりも高い位置にあり、施設利用者全員の避難が可能である。	○
（2）（1）以外	×

（個別判定6）業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置

調査・分析結果	個別判定
（1）津波収束後の業務の早期再開に必要な設備機器等が、レベル1の津波で浸水する階より上層階に設置されている。	○
（2）（1）以外	×

（注）津波収束後の業務の早期再開に必要な設備機器等は、当該施設の各機関の業務継続計画、設備方式等を考慮して適切に設定する。

（個別判定7）災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保

調査・分析結果	個別判定
（1）災害応急対策活動に必要な設備機器等が基準水位よりも高い階に設置されており、かつ、配管、ダクト、配線等の経路及び系統分けが適切であり、津波発生時においても必要な設備機器等の機能が発揮できる。	○
（2）災害応急対策活動に必要な設備機器等が基準水位よりも高い階に設置されていない、又は配管、ダクト、配線等の経路及び系統分けが適切でなく、津波発生時において必要な	×

設備機器等の機能が発揮できない。	
(3) 災害応急対策活動に必要な設備機器等が津波発生時において機能を発揮できるか不明である。	—

(注) 災害応急対策活動に必要な設備機器等は当該施設の各機関の業務継続計画、設備方式等を考慮して適切に設定する。

2.5 施設運用管理上の対策に関する個別判定

(1) 2.3.1 及び 2.3.3 の調査内容に基づき、以下の内容について個別判定を行う。

個別判定 8 別地の高台等の避難場所の有無

個別判定 9 避難場所に応じた避難計画の有無

個別判定 10 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無

個別判定 11 診断対象施設の代替拠点の確保等

(個別判定 8) 別地の高台等の避難場所の有無

調査・分析結果	個別判定
(1) 以下のいずれかに該当する。 ①地域防災計画に定められた指定緊急避難場所（高台、建物等）が近傍にあり、診断対象施設の施設利用者は当該避難場所に避難することとなっている。 ②診断対象施設の近傍に避難可能な高台等がある。	○
(2) (1) 以外	×

(個別判定 9) 避難場所に応じた避難計画の有無

調査・分析結果	個別判定
(1) 津波発生時の避難場所が規定された避難計画があり、当該計画による訓練を実施している。	○
(2) (1) 以外	×

(注) 避難場所が別地の場合は、個別判定 8 の避難場所と同一となること。

（個別判定 10）津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無

調査・分析結果	個別判定
（1）津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則又はそれに類するものが制定されおり、以下の①及び②の訓練を実施している。 ①定められた津波警報発令時の初動体制による訓練 ②津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器等による訓練	○
（2）（1）以外	×

（個別判定 11）診断対象施設の代替拠点の確保等

調査・分析結果	個別判定
（1）診断対象施設が使用不可能となった場合に備えて、診断対象施設以外の施設に代替拠点を確保している、又は津波発生時における診断対象施設外の施設の使用について、当該施設を所有する団体等と事前協定を締結するなどの措置を講じている。	○
（2）（1）以外	×

2.6 総合判定

- (1) 施設整備上の対策及び施設運用管理上の対策に関する個別判定の結果に基づき、別紙1から別紙3を用いて対津波機能目標の達成状況を判定する。（別紙において、個別判定8及び11をソフト対策①、個別判定9及び10をソフト対策②という。）

総合判定の評語	定義
○	対津波機能目標を達成している。
×	対津波機能目標を達成していない。

対津波機能目標(1) 施設利用者の安全確保

■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策)

判定項目	個別判定	判定
個別判定3 (○,×,-で判定) 診断対象施設の構造体の性能		※
個別判定5 (○,×で判定) 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置		

※個別判定3と5の両方の判定が○の場合のみ、施設整備上の対策に関する判定が○となります。個別判定に×が1つ以上ある場合、判定が×になります。個別判定3が-、個別判定5が○の場合は判定が-になります。

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①)

判定項目	判定
個別判定8 (○,×で判定) 別地の高台等の避難場所の有無	

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策②)

判定項目	判定
個別判定9 (○,×で判定) 避難場所に応じた避難計画の有無	

■ 施設整備上の対策に関する判定 (ハード対策)	○	○	× 又は -	○	○	× 又は -	× 又は -
■ 施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策①)	○	×	○	○	×	○	×
■ 施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策②)	○	○	○	×	×	×	×
対津波機能目標(1)の総合判定	○	○	○	×	×	×	×

対津波機能目標(1)の総合判定	判定結果
施設利用者の安全確保	

別紙2

対津波機能目標(2) レベル1の津波収束後の事務及び事業の早期再開

最も近い地域海岸の海岸保全施設について、レベル1の津波に対する対策の措置が終了していない場合に判定を行う。

■施設整備上の対策に関する判定(ハード対策)

判定項目	個別判定	判定
個別判定2 (○,×で判定) レベル1の津波で浸水する室の代替可能性		※
個別判定6 (○,×で判定) 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置		

※個別判定2と6の両方の判定が○の場合のみ、施設整備上の対策に関する判定が○となります。個別判定に1つ以上×がある場合、判定が×になります。

■施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①)

判定項目	判定
個別判定11 (○,×で判定) 診断対象施設の代替拠点の確保等	

■施設整備上の対策に関する判定 (ハード対策)	○	○	×	×
■施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策①)	○	×	○	×
対津波機能目標(2)の総合判定	○	○	○	×

対津波機能目標(2)の総合判定	判定結果
レベル1の津波収束後の事務及び事業の早期再開	

対津波機能目標(3) 津波発生時の災害応急対策活動が可能

■ 施設整備上の対策に関する判定(ハード対策)

判定項目	個別判定	判定
個別判定1 (○,×で判定) レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模		※
個別判定3 (○,×,-で判定) 診断対象施設の構造体の性能		
個別判定4 (○,×で判定) 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置		
個別判定7 (○,×,-で判定) 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保		

※個別判定がすべて○の場合のみ、判定が○となります。個別判定に1つ以上×がある場合、判定が×になります。それ以外は-の判定となります。

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策①)

判定項目	判定
個別判定11 (○,×で判定) 診断対象施設の代替拠点の確保等	

■ 施設運用管理上の対策に関する判定(ソフト対策②)

判定項目	判定
個別判定10 (○,×で判定) 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無	

■ 施設整備上の対策に関する判定 (ハード対策)	○	○	× 又は -	○	○	× 又は -	× 又は -
■ 施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策①)	○	×	○	○	×	○	×
■ 施設運用管理上の対策に関する判定 (ソフト対策②)	○	○	○	×	×	×	×
対津波機能目標(3)の総合判定	○	○	○	×	×	×	×

対津波機能目標(3)の総合判定	判定結果
津波発生時の災害応急対策活動が可能	